

総行公第36号
総行給第5号
令和元年6月10日

各都道府県総務部長
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）
各政令指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長
（ 公 印 省 略 ）

会計年度任用職員制度の導入等に向けた質疑応答の追加について

平成30年10月18日付総行公第135号・総行給第49号・総行女第17号・総行福第211号・総行安第48号公務員部長通知により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」のうちQ&Aについて、別紙のとおり追加しましたので、これを参照のうえ、遺漏のないよう準備等をお願いします。

【全般】追加

問 1-15 臨時・非常勤職員について、経費削減の観点から会計年度任用職員には移行せず、これまで臨時・非常勤職員が担っていた業務について、民間委託を行うこととしてよいか。

- 臨時・非常勤職員について、それぞれの職の必要性を十分に検討した上で、民間委託によって現状よりも効果的・効率的な行政サービスの提供が可能になると判断できる場合は、その結果として職の整理（廃止）を行うことはあり得る。
- しかしながら、それぞれの職の必要性を十分に検討することなく、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものである。

【その他の手当】追加

問 15-2 会計年度任用職員は、教職調整額の支給対象となるか。

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条及び第3条により、教職調整額の支給対象は、常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員とされており、フルタイムの会計年度任用職員には時間外勤務手当を、パートタイムの会計年度任用職員には時間外勤務手当に相当する報酬を支給することとなる。

【条例規則関係】追加

問 21-5 臨時的任用職員の任用予定はないが、臨時的任用職員の給与に係る事項を条例に規定しておく必要はあるか。

- 臨時的任用職員は、i) 緊急の場合、ii) 臨時の職に関する場合、iii) 採用候補者名簿や昇任候補者名簿がない場合のいずれかの場合に、公務の円滑な運営に支障を来すことがないようにするため、任用が認められているものであることから、現時点において臨時的任用職員を任用する予定がなくとも、関係規定を整備しておくことが望ましい。